

# みどり

新潟市地域包括支援センター宮浦東新潟

(住所)新潟市中央区鏡 1-5-16

(電話)025-240-6111

平日:8時30分~17時30分(祝祭日を除く)

土曜:8時30分~12時



今号は、「施設見学の報告」、「権利擁護基礎知識」、「介護予防事業のご紹介」についてお届けいたします。

### 地域包括支援センターでは…

- \*65 歳以上の方の、**保健・福祉・介護のこと**など、ご相談ください。
- \***体力の低下が心配な方**に、**介護予防**の説明や介護予防支援計画作成を行っています。
- \*65 歳以上の方の**権利を守るための相談**を受け付けています。
- \*地域のケアマネージャーの支援を行っています。



相談は無料で、秘密は厳守いたします。

昨年 11 月 26 日、地域のケアマネージャー、民生委員さん、保健センターさんと新潟市総合医療センターへ見学に行ってきました。



### 1 階「新潟市急患診療センター」

休日や夜間に急に具合が悪くなった方に、応急処置を施し、かかりつけ医に引き継ぐ外来診療が行われます。その診療科目は多岐にわたり、内科、小児科、整形外科から産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、脳外科と充実しており、大変驚きました。×線撮影室や CT 室も完備され、初期検査も可能です。

### 4 階「新潟市口腔保健福祉センター」

休日の急患診療の他、完全予約制で、一般の歯科診療で治療が難しい障がいのある方や高齢者の方を対象とした、歯科診療が行われます。旧新潟市民病院跡にて、各スペースに十分な広さが確保されており、ゆったりと治療を受ける事が出来ます。

施設を見学し、いざと言う時、いつでも医療サービスが受けられる安心感を実感し、帰路に着きました。

## 権利擁護基礎知識

最近では「クーリング・オフ」という言葉を耳にした方も多いと思います。知っているようで意外と知らないクーリング・オフ。基本的なケースで、チェックしてみましょう。



次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょうか？

- ① 今日、お店で気に入って服を購入したが、家で鏡に映してみるもしっくりこない。
- ② 1週間前、通信販売で家具を購入したが、届いてみると大きすぎて部屋に入らない。
- ③ 3日前、訪問販売で持っていた布団を下取りに出し、新しい布団を購入して2日間使ってしまった。
- ④ 5日前、電話勧誘で健康食品を購入する契約をし、届いた10箱のうち1箱を自宅で開封して少し飲んでしまった。
- ⑤ 6日前、訪問販売で屋根のリフォーム工事を勧められ契約した。工事は完了している。
- ⑥ 10日前、人に紹介するだけで簡単に儲かると知人に誘われ化粧品を購入したが、誰も勧誘できず儲からない。

**クーリング・オフできるのは③・④・⑤・⑥です。**



契約は「売ります」「買います」というお互いの合意により成立します。口約束でも成立します。いったん契約が成立すると、一方的に解約できないのが原則です。しかし、訪問販売や電話勧誘のような不意打ち的な勧誘では冷静に考える余裕もないまま契約してしまいがちです。そのため、特定の取引に限り、一定期間内（訪問販売や電話勧誘販売の場合は、契約書を受け取った日を含め8日間（連鎖販売いわゆるマルチ商法は20日間）であれば無条件で契約を解除できる特別な制度、クーリング・オフがあります。日常よく利用する店舗での買い物や通信販売は、じっくり考えてから購入できるため、クーリング・オフの適用はありません。ただし、通信販売の場合は、事業者が独自に解約や返品についてのルールを設けている場合があります。契約前に返品ルールの有無とその内容を確認しましょう。

## 介護予防事業のご案内

「硬いものが食べにくい」「お茶や汁物でむせる」などと感じることはありませんか？新潟市ではこのような方を対象に**かむ♡のみこむ♡スマイルパワーアップセミナー**を開催しています。歯科衛生士がお口をチェックし、歯や入れ歯の手入れ方法を助言したり、お口の体操をしたりします。ガムを使った噛む力の検査や、口臭テストなどもあり楽しく参加できます。参加するには特定健診を受ける必要があります。その結果をもとに新潟市が対象となる方を選び、その方に地域包括支援センターがご連絡します。

⇒「参加したい」「話だけでも聞いてみたい」と思われた方は  
地域包括支援センターへご連絡ください。

